

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 東京圏	1
2. 仙台市	3
3. 広島県・今治市	4

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～⑨ 略

- ⑩ 三菱地所株式会社が、大手町（常盤橋）地区において、国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の機能を備えたランドマークとなる超高層の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙22～23のとおり変更する。【平成29年4月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（大手町地区）別紙22
- ・東京都市計画下水道（東京都公共下水道）（銭瓶町ポンプ場）別紙23

⑪～⑳ 略

- ㉑ 小田急電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社が、新宿駅西口地区において、新宿グランドターミナルの実現に向けた駅とまちの連携を強化する重層的な歩行者ネットワークや、立地特性を活かしたビジネス創発機能を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙87～89のとおり決定又は変更する。【令和4年度着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（新宿駅西口地区）別紙87

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画 別紙88
- ・東京都市計画駐車場第26号新宿駅西口駐車場 別紙89

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したオープンカフェや各種イベントの開催等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①～⑥、⑪及び⑫の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号の施設等、

⑦の区域においては同条第2号、3号及び第5号の施設等、⑧の区域においては同条第1号及び第5号の施設等、⑨の区域においては同条第3号及び第5号の施設等、⑩の区域においては同条第1号、3号及び第5号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

①～⑪ 略

⑫一般社団法人日比谷エリアマネジメント

・日比谷仲通り等 (別添12)

(18) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支給

(国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

① 略

② 再生医療等製品の高品質化技術の研究開発

株式会社ナレッジパレットが、高品質な再生医療用細胞(国家戦略特別区域法施行規則第1条第1号イ(2)に該当するもの)の培養・製造に関する研究開発を行うことにより、再生医療分野における我が国の国際競争力の強化に相当程度寄与する。

③ 健康価値を付加した加工食品の研究開発

株式会社シンギーが、聴力改善に資する加工食品(国家戦略特別区域法施行規則第1条第1号ハに該当するもの)の研究開発を行うことにより、健康・未病産業の創出と健康長寿社会の形成に相当程度寄与する。

仙台市国家戦略特別区域計画（案）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（7）事項：外国人を含めた開業を促進するための「仙台市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「仙台市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和3年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び仙台市
- ii) 設置場所：起業支援センター 「アシ☆スタ」内
- iii) 実施体制：施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。
 - ・施設長は、アシ☆スタ施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙台市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び仙台市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・申請サポート担当は、仙台市が配置し、法人設立等申請の手続支援等を行う。
 - ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳等による多言語対応を実施する。

 - ・申請サポート担当による申請書等の作成支援
 - ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
 - ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等
- v) その他：ワンストップセンターには申請サポート担当及び受付スタッフが常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後5時までとする。国家戦略特区の取組である雇用労働相談センター等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（3）事項：近未来技術の実証実験を促進するための「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術であるA I・I o T、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、今治市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和3年4月に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び今治市
- ii) 設置場所：今治市役所（愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
 - ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
 - ・その他、実証実験の実施に必要な支援